

## 第 57 号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

印鑑の登録資格の取扱いを変更すると共に、登録後の諸手続（登録の廃止の申請、登録事項の修正の届出等）について規定整備を行う。

#### 【現行】

成年被後見人は、印鑑を登録することができない。

#### 【変更後】

成年被後見人は、法定代理人が同行した場合、印鑑を登録することができる。

### 2 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）が施行され、成年被後見人等の人権を尊重し、不当に差別されないよう必要な措置を講ずることとなった。

整備法の施行に伴い、総務省所管の「印鑑登録証明事務処理要領」が改正され、印鑑の登録に関する登録資格について、印鑑の登録を受けることができない者の範囲が改められたため。

### 3 新旧対照表

裏面参照

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

品川区印鑑条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月25日 条例第12号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条—<u>第16条の2</u>）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条—第20条）</p> <p>第4章 雑則（第21条—第24条） （登録資格）</p> <p>第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>第16条の2の規定による法定代理人の同行のない成年被後見人</u> （登録申請）</p> <p>第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書（<u>当該者が成年被後見人である場合を除く。</u>）により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。</p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 登録申請者または印鑑登録者（<u>いずれも成年被後見人である者を除く。</u>）が第5条第3項、第10条、第11条、第13条および第14条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。ただし、個人番号カードによる印鑑登録証を利用する者にあつては、第13条の届出を代理人により行うことができない。</p>	<p>○品川区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月25日 条例第12号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 印鑑の登録（第3条—<u>第16条</u>）</p> <p>第3章 印鑑登録の証明（第17条—第20条）</p> <p>第4章 雑則（第21条—第24条） （登録資格）</p> <p>第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u> （登録申請）</p> <p>第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。</p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 登録申請者または印鑑登録者が第5条第3項、第10条、第11条、第13条および第14条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。ただし、個人番号カードによる印鑑登録証を利用する者にあつては、第13条の届出を代理人により行うことができない。</p>

新	旧
<p><u>(成年被後見人の印鑑登録の申請等)</u></p> <p><u>第16条の2 登録申請者または印鑑登録者が成年被後見人である場合、第4条本文、第9条の2第1項、第2項および第5項、第10条、第11条、第13条ならびに第14条の規定による申請等をするときは、法定代理人が当該成年被後見人に同行しなければならない。この場合において、区長は、法定代理人が本人であることおよびその権限を身分証明書等の提示により確認しなければならない。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	